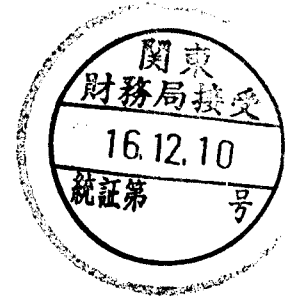


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 No. 66
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】	関東財務(支)局長
【氏名又は名称】(3)	武井 俊樹
【住所又は本店所在地】(3)	〒168-0071 東京都杉並区高井戸西 2 丁目 11 番 20 号
【報告義務発生日】(4)	平成 16 年 12 月 8 日
【提出日】	平成 16 年 12 月 10 日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2
【提出形態】(5)	連名

第 1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社 武富士
会社コード	8564
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都新宿区西新宿 8 丁目 1 5 番 1 号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	武井俊樹
住所又は本店所在地	〒168-0071 東京都杉並区高井戸西2丁目11番20号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	昭和40年7月9日
職業	会社役員
勤務先名称	G・HインベストメントCO.LTD.
勤務先住所	香港

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都新宿区西新宿8丁目5番5号 新井 敏行
電話番号	03 (3362) 7398

(2)【保有目的】（9）

投資目的で保有しております。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本 文	法第 27 条の 23 第 3 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	4,866,040 株		507,240 株
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 4,866,040 株	N	O 507,240 株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 5,373,280 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16 年 12 月 8 日現在)	S	147,295,200 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		3.65%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		4.03%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 10 月 29 日	普通株式	1,500,000	処分	
平成 16 年 11 月 1 日	普通株式	330,000	処分	
平成 16 年 11 月 1 日	普通株式	330,000	処分	
平成 16 年 11 月 4 日	普通株式	738,360	処分	
平成 16 年 11 月 9 日	普通株式	1,170,000	処分	
平成 16 年 11 月 10 日	普通株式	175,000	処分	
平成 16 年 11 月 11 日	普通株式	53,230	処分	
平成 16 年 11 月 12 日	普通株式	241,950	処分	

平成 16 年 11 月 15 日	普通株式	241,950	処分	
平成 16 年 11 月 16 日	普通株式	241,950	処分	
平成 16 年 11 月 17 日	普通株式	241,950	処分	
平成 16 年 11 月 18 日	普通株式	125,820	処分	
平成 16 年 11 月 19 日	普通株式	229,860	処分	
平成 16 年 11 月 22 日	普通株式	157,270	処分	
平成 16 年 11 月 24 日	普通株式	241,950	処分	
平成 16 年 11 月 25 日	普通株式	188,730	処分	
平成 16 年 11 月 26 日	普通株式	62,910	処分	
平成 16 年 11 月 29 日	普通株式	193,560	処分	
平成 16 年 11 月 30 日	普通株式	96,780	処分	
平成 16 年 12 月 1 日	普通株式	108,880	処分	
平成 16 年 12 月 2 日	普通株式	111,300	処分	
平成 16 年 12 月 3 日	普通株式	91,950	処分	
平成 16 年 12 月 6 日	普通株式	154,850	処分	
平成 16 年 12 月 7 日	普通株式	169,370	処分	
平成 16 年 12 月 8 日	普通株式	234,700	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

金銭消費貸借契約の担保	1 セントラル短資(株)	3,470,000 株
	2 上田八木短資(株)	300,000
	合計	3,770,000 株

上田八木短資 (株) 平成 16 年 12 月 3 日 担保解除

提出者の有する株券のうち、507,240 株については、平成 16 年 11 月 9 日付で日証金信託銀行株式会社との間で有価証券信託契約を締結している。信託された株式は、平成 17 年 6 月までに第三者に対し売却する予定で、議決権については提出者が指図しないことになっている。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	平成 5 年 11 月 30 日 2,369,680 贈与により取得 平成 9 年 5 月 20 日株式分割により 3,003,600 株取得
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
1	該当なし					

第2【提出者に関する事項】

2.【提出者（大量保有者）/2】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	Y S T INVESTMENTS B. V
住所又は本店所在地	Helrengracht 548.1017 CG Amsterdam. The Netherland
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年12月8日
代表者氏名	R. J. H. M. Althoff
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資及びファイナンス業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒160-0023 東京都新宿区西新宿8丁目5番5号 新井 敏行
電話番号	03(3362)7398

(2)【保有目的】（9）

投資目的で保有しております。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】（10）

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3 項	法第27条の23第3項 第2号
--	-------------------	-----------------	--------------------

		第1号	
株券(株)			6,155,980株
新株引受権証券(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券カバーワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 6,155,980株
信用取引により譲渡したこと により控除する	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	6,155,980株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年12月8日現在)	S	147,295,200株
上記提出者の株券等保有割合(% (Q/(R+S)×100)		4.18%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合		5.20%

(4)【当該株券等の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成16年11月9日	普通株式	156,180	処分	
平成16年11月10日	普通株式	453,140	処分	
平成16年11月11日	普通株式	426,340	処分	
平成16年11月12日	普通株式	753,330	処分	
平成16年11月15日	普通株式	836,550	処分	
平成16年11月16日	普通株式	623,160	処分	
平成16年11月17日	普通株式	541,820	処分	
平成16年11月18日	普通株式	307,520	処分	
平成16年11月19日	普通株式	654,260	処分	
平成16年11月22日	普通株式	388,580	処分	
平成16年11月24日	普通株式	652,870	処分	
平成16年11月25日	普通株式	357,450	処分	
平成16年11月26日	普通株式	223,270	処分	
平成16年11月29日	普通株式	362,620	処分	
平成16年11月30日	普通株式	468,330	処分	
平成16年12月1日	普通株式	272,300	処分	
平成16年12月2日	普通株式	316,670	処分	
平成16年12月3日	普通株式	268,530	処分	

平成 16 年 12 月 6 日	普通株式	404,900	処分	
平成 16 年 12 月 7 日	普通株式	407,200	処分	
平成 16 年 12 月 8 日	普通株式	685,800	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

提出者の有する株券のうち、5,428,220 株については、平成 16 年 11 月 9 日付で日証金信託銀行株式会社との間で有価証券信託契約を締結し、727,760 株については、平成 16 年 11 月 11 日に有価証券信託契約を締結している。これらの信託された株式は、平成 17 年 6 月までに第三者に対し売却する予定で、議決権については提出者が指図しないことになっている。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	39,213,593 (千円)
借入金額計(U) (千円)	—
その他金額計(V) (千円)	—
上記(V)の内訳	—
取得資金合計(千円) (T+U+V)	39,213,593 (千円)

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第 3 【共同保有者に関する事項】 (14)

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する統括表】

1. 【提出者及び共同保有者】 (18)

(1) 武井俊樹

(2) Y S T INVESTMENTS B. V

2. 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】 (19)

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)	4,866,040株		6,663,220株
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券かバートワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 4,866,040株		O 6,663,220株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 11,529,260株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年12月8日現在)	147,295,200株
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	7.83%
直前の報告書に記載された株券等の保有割合(%)	9.22%



SCHIPLUIDENLAAN 4
1062 HE AMSTERDAM
THE NETHERLANDS
TEL: +31 (0)20 615 56 61
FAX: +31 (0)20 388 06 23
E-MAIL: YST@XS4ALL.NL
INSCHRIJVING K.V.K. 33148219

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that, YST Investments B.V., a Dutch Corporation, having its statutory seat in Amsterdam, the Netherlands, hereby makes, constitutes and appoints Mr. Toshiki Takei, whose address is 11-20, Takaido-Nishi 2-chome, Suginami-ku, Tokyo-Japan, its true and lawful agent and attorney-in-fact, in its name and on its behalf, with full power of substitution and revocation, for the following purposes only:

1. To prepare, submit and file report or notification concerning bulk holding of share certificates etc. (Kabuken-tou-notairyo-hoyush ni yoru houkokusho) and any supplements, amendments or attachments thereto to the Minister of Finance of Japan pursuant to Chapter II-3 (Article 27-33-) of the Securities and Exchange Law of Japan;
2. To do any act and all acts related to the foregoing.

IN WITNESS WHEREOF, YST Investments BV has caused this power of attorney to be executed on the twenty ninth day of December 2003.

by:

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'R.J.H.M. Althoff', is written over a horizontal line.

R.J.H.M. Althoff
Managing Director

委任状

平成16年11月11日

住所又は
本店所在地 Herengracht 548, 1017 CG Amsterdam,
The Netherlands

氏名又は
名称 YST Investments B.V
R.J.H.M.Althoff

私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出並びに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1 代理人の住所又は
本店所在地 東京都杉並区高井戸西2丁目11番20号

2 代理人の氏名又は
名称 武井俊樹

以上